

東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年東村山市
条例第43号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 公益的法人等への職員派遣について、派遣団体の追加等を行うため、本
案を提出するものであります。

東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年東村山市
条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同条に第1
号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 公益財団法人東京市町村自治調査会
- (2) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の
次に次の1条を加える。

（派遣職員の給与）

第5条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、
その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、
時間外勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の
100以内を支給することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

東村山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 条 例

(派遣団体)

第2条 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げる団体とする。

- (1) 公益財団法人東京市町村自治調査会
- (2) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- (3)・(4) (略)

(派遣職員の給与)

第5条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

第6条～第9条 (略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

旧 条 例

(派遣団体)

第2条 (同左)

(1)・(2) (略)

第5条～第8条 (略)